

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業報告規則(昭和六十二年郵政省令第四十六号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(緊急通報の取扱いに関する報告)</p> <p>第七条 電気通信事業者は、<u>電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)</u>の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</p> <p><u>(災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告)</u></p> <p>第七条の二 <u>電気通信事業者は、電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。)</u>の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式二十六の二により、その実施前に</p>	<p>(緊急通報の取扱いに関する報告)</p> <p>第七条 電気通信事業者は、<u>一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)</u>の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</p>

書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の三 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに關するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第 号）の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とし、様式二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の二 (略)

様式第 26 の 2 (第 7 条の 2 関係)

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年 月 日

事業者名 _____

災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日	
災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲	
災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法	

注 1 「災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP 電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP 電話（～に限る。）」又は「IP 電話（～を除く。）」のように、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

2 「災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的な取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的な取扱いに関する機能について記載すること。

- 3 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 27 (第 7 条の 3 関係)

(略)

様式第 27 (第 7 条の 2 関係)

(略)